

海岸保全基本計画(変更案)概要

1. 海岸保全基本計画とは

海岸保全基本計画は、海岸法に基づき国が定めた「海岸保全基本計方針」に基づき、知事が定める計画であり、海岸の防護・環境・利用の観点から保全のあり方を取りまとめて策定されています。

計画の対象となる沿岸は、以下の3沿岸です。

- ・新潟北沿岸（山形県・新潟県境～新潟県鳥ヶ首岬）
- ・富山湾沿岸（新潟県鳥ヶ首岬～富山県・石川県境）
- ・佐渡沿岸（佐渡島・粟島）

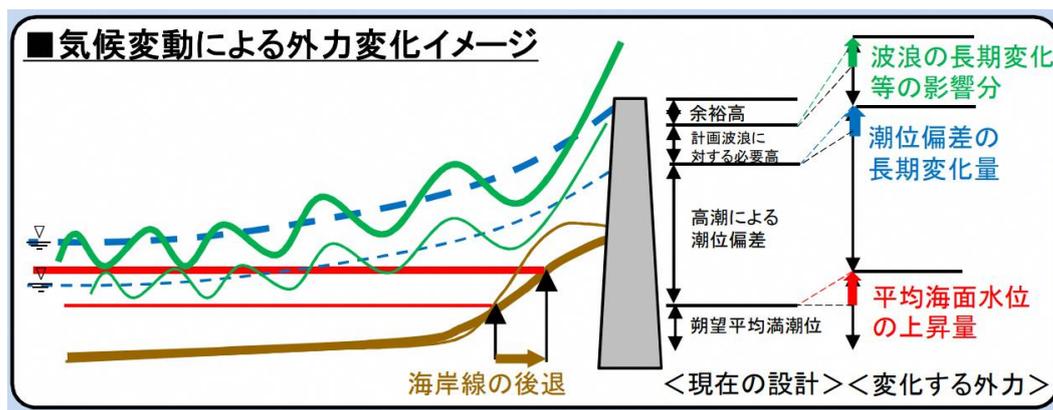


2. 計画変更の必要性

気候変動による沿岸地域への影響や、海岸保全の外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等など、今後の海岸保全のあり方について具体化するため「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」が設置され、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」がまとめられました。

この提言を受け、国は令和2年度に気候変動による影響を考慮した対策へ転換するため、「海岸保全基本方針」を変更しました。

「海岸保全基本方針」の変更に伴い、県においても気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画へ変更する必要が生じました。



出典:「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言【概要】 令和2年7月」

3. 計画変更のポイント

- 気候変動の影響を考慮した防護水準を検討し、防護水準を海岸保全基本計画へ反映しました。
- 記載事項の時点更新を行いました。